

高知県中山間地域等商業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域等商業振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、中山間地域において、事業者等による商店街等の賑わいの創出及び商業の活性化に向けた取組を支援することにより、地域の商業機能の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者グループ 事業者を含む4名以上で構成された法人格を持たない団体であり、代表者等に関する規約等を有するもの
- (2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及びまちづくり会社等法人格を持つ団体
- (3) 中山間地域 高知市（旧鏡村及び旧土佐山村を除く。）及び四万十市（旧西土佐村を除く。）を除く地域
- (4) 商店街等 中山間地域における、次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 相当数の小売商業が集積している地域
 - イ 都市機能が相当数集積している地域
 - ウ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地
 - エ 公共的な施設が集積している地域（市町村支所等がある地域）

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中山間地域の商店街等において、若手事業者グループ等が商業の活性化に向けて新たにに取り組むソフト事業とする。

(補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得られる補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この項において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更の申請）

第 8 条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額等の変更（補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であつて、知事が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）
- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助の条件）

第 10 条 第 2 条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証

拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した、規則第19条第1項に規定される財産（次号において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、第7条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（状況報告）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第9条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第14条 知事は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交

付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第7条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
 - (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第13条第3項、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業者及び事業実施主体	商業者グループ 商工団体等
補助対象経費	事業の実施に必要な経費であつて、次の経費とする。 報償費、旅費、雑役務費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料
補助率	定額
補助限度額	上限 30 万円
補助要件	①若手商業者グループ等による新たな取組であること。 ②実施以降も商店街等の活性化に向けた今後の活動につながる取組であること。 ③県税の滞納がないこと。

注) 1. 消費税は補助対象外とする。